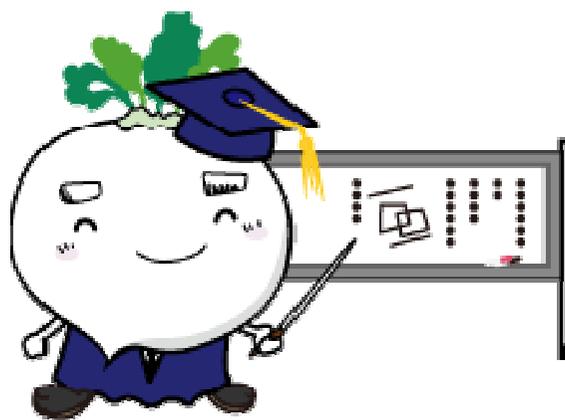


鹿児島市介護予防・日常生活支援総合事業

事業者説明会【事業概要編】



鹿児島市食育推進キャラクター

平成28年10月20日(木)・21日(金)

鹿児島市長寿支援課

1. 高齢者の人口推移及び高齢者世帯数の推移

(1) 本市の総人口の推移

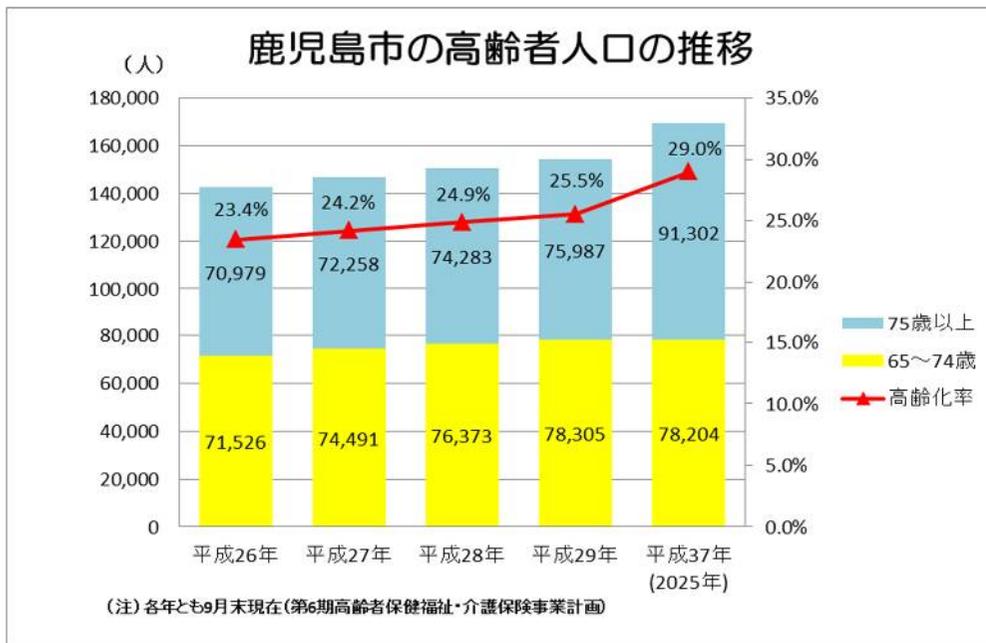
- 年々減少傾向にあり、平成26年9月時点で608,366人が、平成37年には、585,466人になる見込み。

(2) 高齢者人口（65歳以上人口）の推移

- 年々増加傾向にあり、平成37年には、169,506人(高齢化率29.0%)になると推計されている。

(3) 本市の高齢者世帯数の推移

- 高齢者のいる世帯は、平成27年において総世帯数の35.2%を占めており、平成17年、平成22年と比較して大幅に増加している。
- 高齢者のいる世帯のうち、ひとり暮らし世帯、高齢夫婦世帯の割合は、それぞれ34.1%と32.2%で、いずれも国の割合より高くなっている。



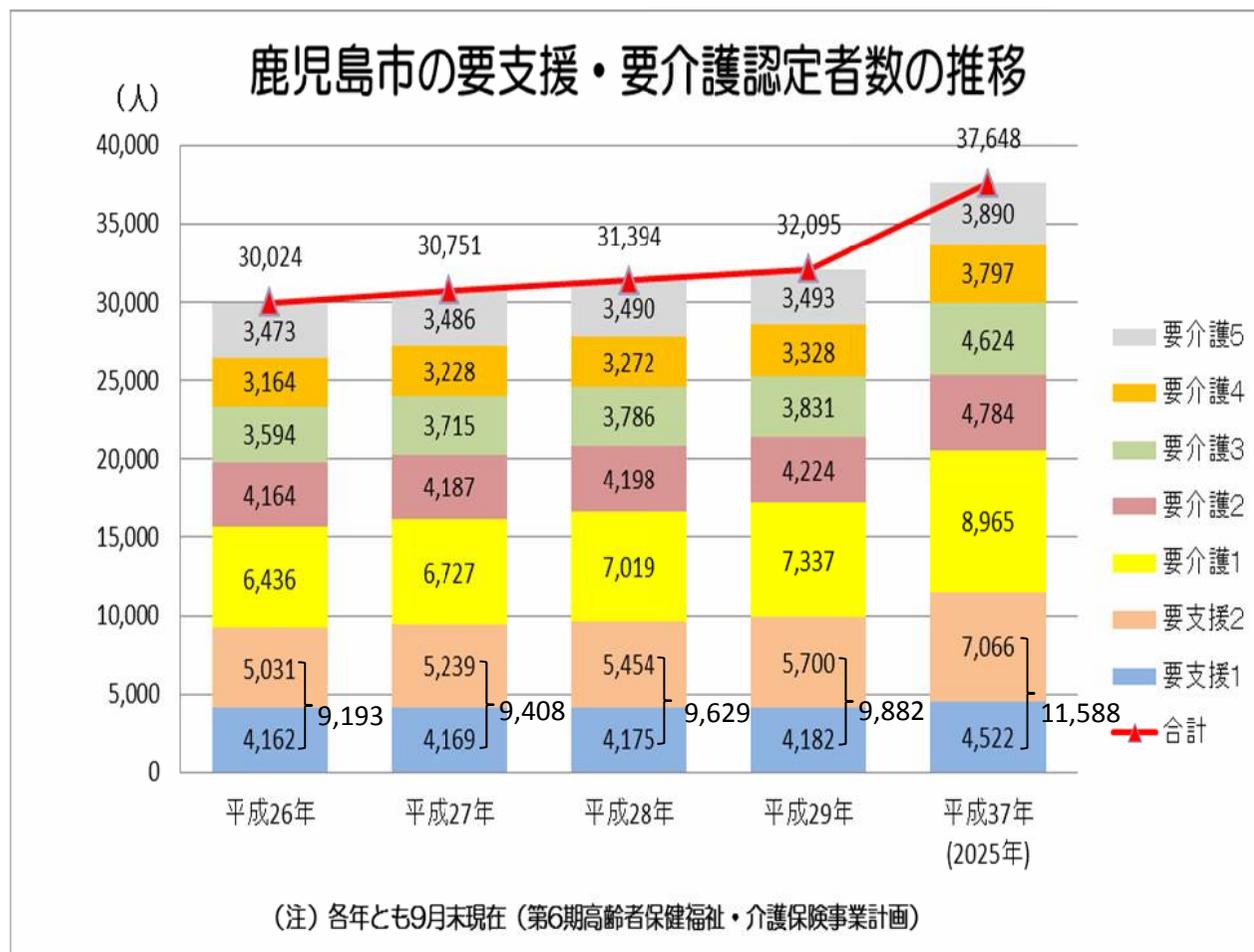
区分	平成17年		平成22年		平成27年		
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	
本市	総世帯数	255,276	100.0	264,686	100.0	270,269	100.0
	高齢者のいる世帯数	75,509	29.6	83,691	31.6	95,005	35.2
	ひとり暮らし世帯	24,271	32.1	27,635	33.0	32,371	34.1
	高齢夫婦世帯	24,369	32.3	27,007	32.3	30,616	32.2
	その他世帯	26,869	35.6	29,049	34.7	32,018	33.7
国	総世帯数	49,566,305	100.0	51,950,504	100.0	53,448,685	100.0
	高齢者のいる世帯数	17,204,473	34.7	19,337,687	37.2	21,713,308	40.6
	ひとり暮らし世帯	3,864,778	22.5	4,790,768	24.8	5,927,686	27.3
	高齢夫婦世帯	4,487,042	26.1	5,250,952	27.2	6,079,126	28.0
	その他世帯	8,852,653	51.5	9,295,967	48.1	9,706,496	44.7
県	総世帯数	725,045	100.0	729,386	100.0	724,690	100.0
	高齢者のいる世帯数	286,157	39.5	294,434	40.4	311,133	42.9
	ひとり暮らし世帯	96,567	33.7	102,443	34.8	110,741	35.6
	高齢夫婦世帯	94,873	33.2	95,610	32.5	100,929	32.4
	その他世帯	94,717	33.1	96,381	32.7	99,463	32.0

※各年とも国勢調査

2. 要支援・要介護認定者数の推移

(1) 本市の要支援・要介護認定者数の推移

- ・高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者の増加も見込まれる。



<実績> 介護保険事業状況報告 (各年3月末) より
(単位: 人)

	H26年	H27年	H28年
総合計	29,570	30,385	31,026
要介護合計	20,527	21,038	21,402
要介護5	3,461	3,463	3,465
要介護4	3,102	3,184	3,311
要介護3	3,546	3,578	3,591
要介護2	4,165	4,180	4,215
要介護1	6,253	6,633	6,820
要支援合計	9,043	9,347	9,624
要支援2	4,852	5,191	5,242
要支援1	4,191	4,156	4,382

3. サービス利用の状況

(1) 介護予防訪問介護・介護予防通所介護利用者のニーズ

※調査方法：平成28年6月給付管理票より

①介護予防サービス利用者

区分	人数	割合
要支援1 (A)	2,359人	40.3%
要支援2 (B)	3,494人	59.7%
合計 (A) + (B)	5,853人	100.0%

②介護予防サービス利用状況 (※①の内)

区分	人数	割合
訪問介護 (A)	2,453人	41.9%
通所介護 (B)	2,701人	46.1%
合計 (A+B-併用725人)	4,429人	75.7%

(2) サービス利用実態調査

※調査対象：介護予防訪問介護・通所介護利用者400人を日常生活圏域ごとの男女別に無作為抽出

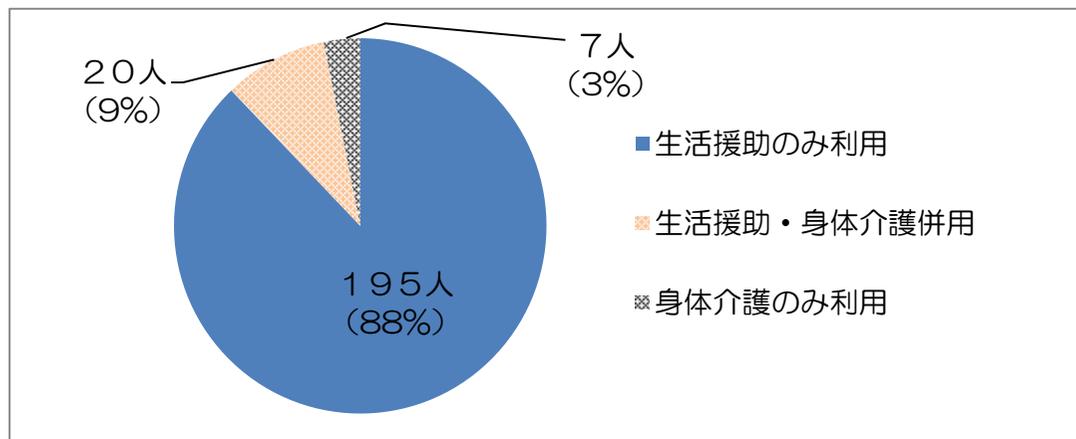
①介護予防サービス利用状況

区分	人数	割合
訪問介護 (A)	222人	55.5%
通所介護 (B)	248人	62.0%
合計 (A+B-併用70人)	400人	100.0%



②介護予防訪問介護の利用実態

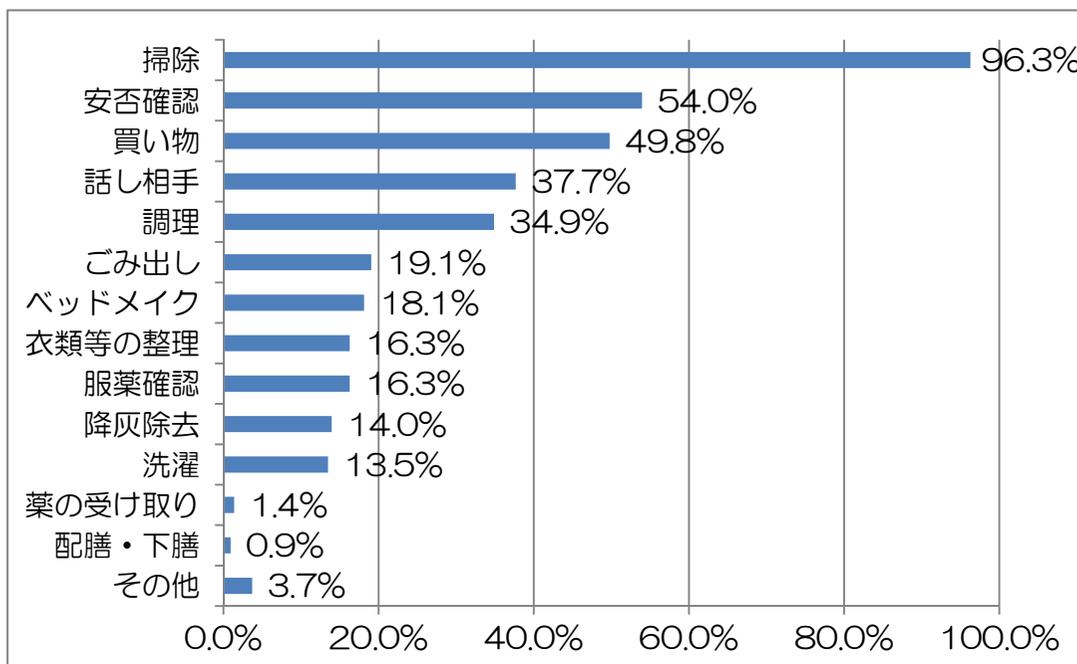
(I) サービス内容別利用状況 【n=222】



◆「生活援助」の利用者は、生活援助のみ利用が88%であり、身体介護との併用も含めて97%（88%+9%）となっている。

◆「身体介護」の利用者は、生活援助との併用も含めて12%（3%+9%）となっている。

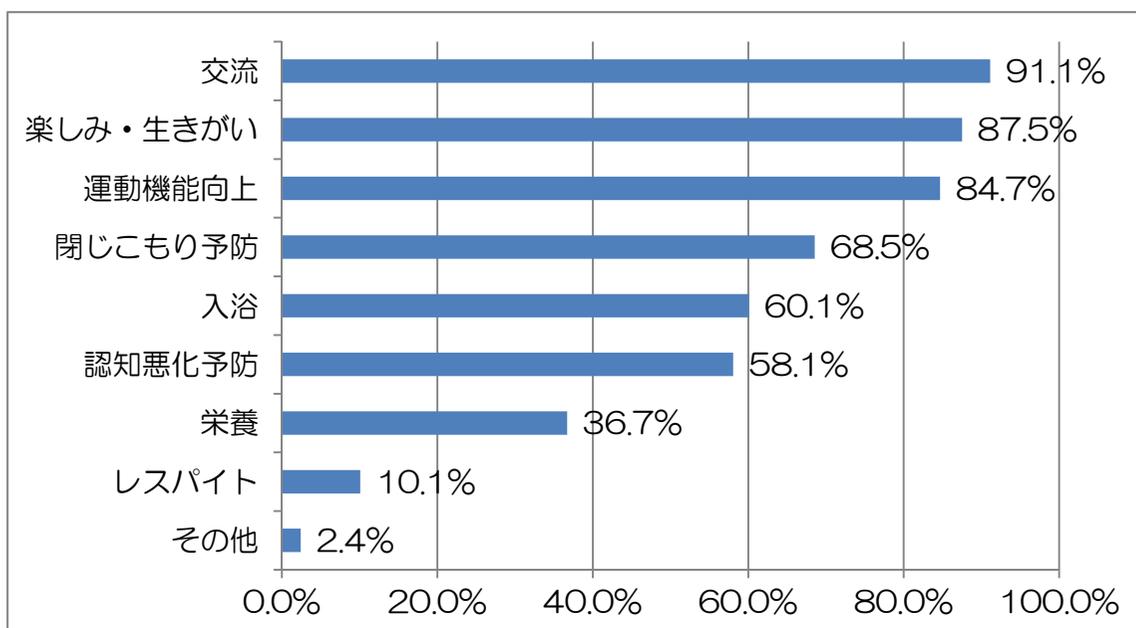
(II) 生活援助の利用目的 【n=215】※複数選択あり



◆「生活援助」の利用目的は、「掃除」が96.3%と最も多く、次いで「安否確認」54.0%、「買い物」49.8%の順となっている。

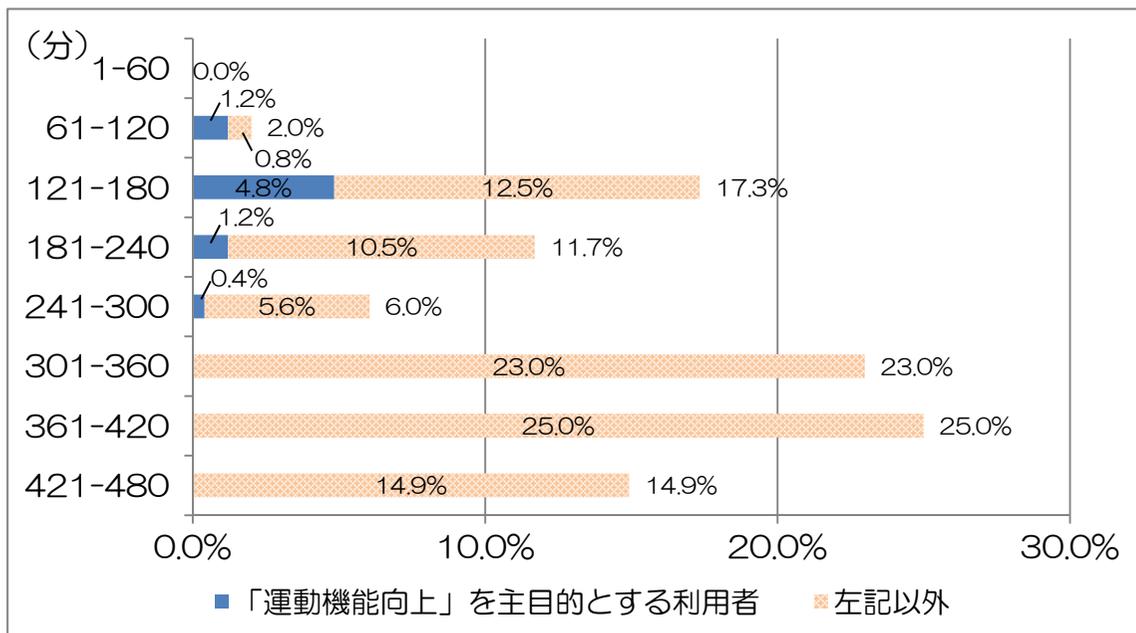
③ 介護予防通所介護の利用実態

(I) 利用目的（複数選択） 【n=248】 ※複数選択あり



◆利用目的は、「交流」が91.1%と最も高く、次いで「楽しみ・生きがい」87.5%、「運動機能向上」84.7%の順となっている。

(II) 利用時間の分布 【n=248】



◆利用時間は、「6時間から7時間」(361～420分)が25.0%と最も多く、次いで「5時間から6時間」(301～360分)が23.0%、「2時間から3時間」(121～180分)が17.3%の順となっている。

空白のページ

4. 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

（導入の背景）

○団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を実現するとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することが求められている。

（事業概要）

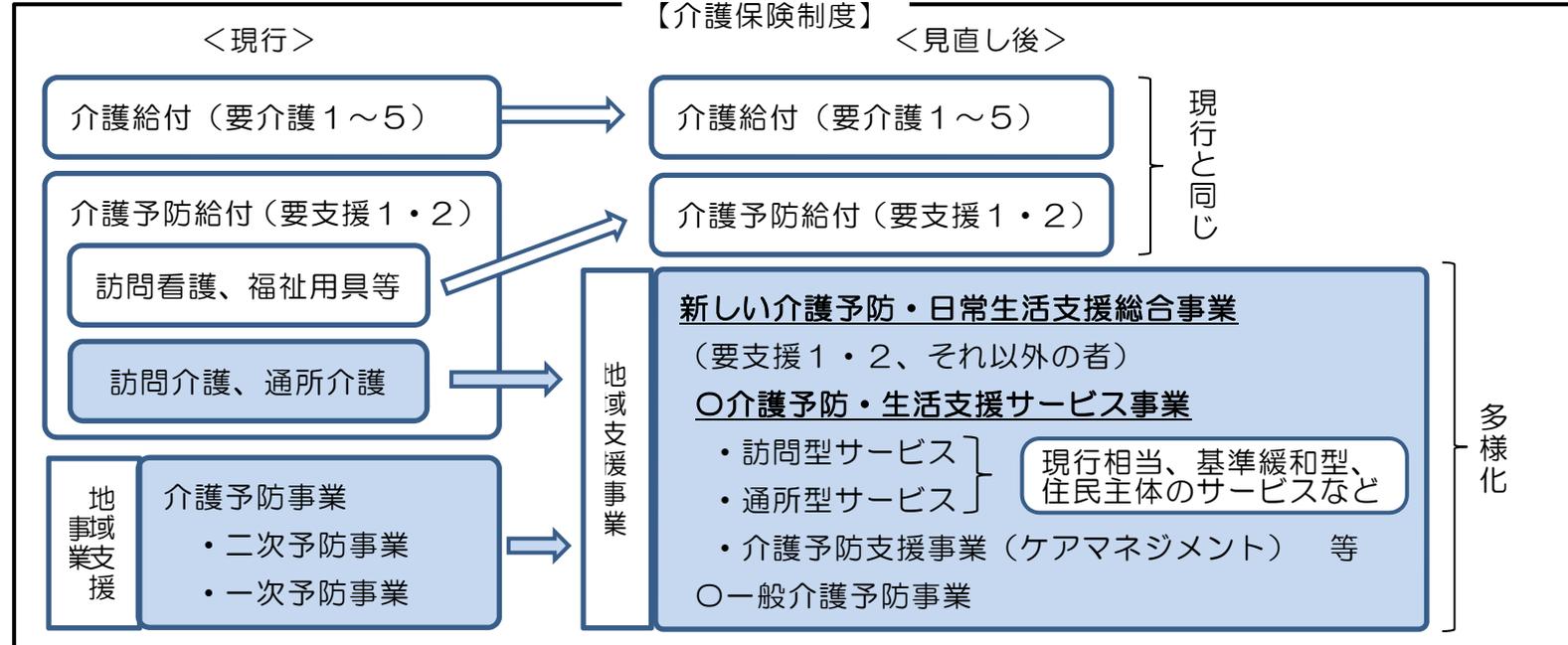
○予防給付のうち訪問介護と通所介護を市町村が地域の実情に応じた取組ができる地域支援事業に移行するなど、サービスの多様化を図るもので、平成29年4月1日までに全ての市町村が開始する。

（基本的な考え方）

○要支援者等の選択できるサービス・支援を充実し、在宅生活の安心確保を図る。

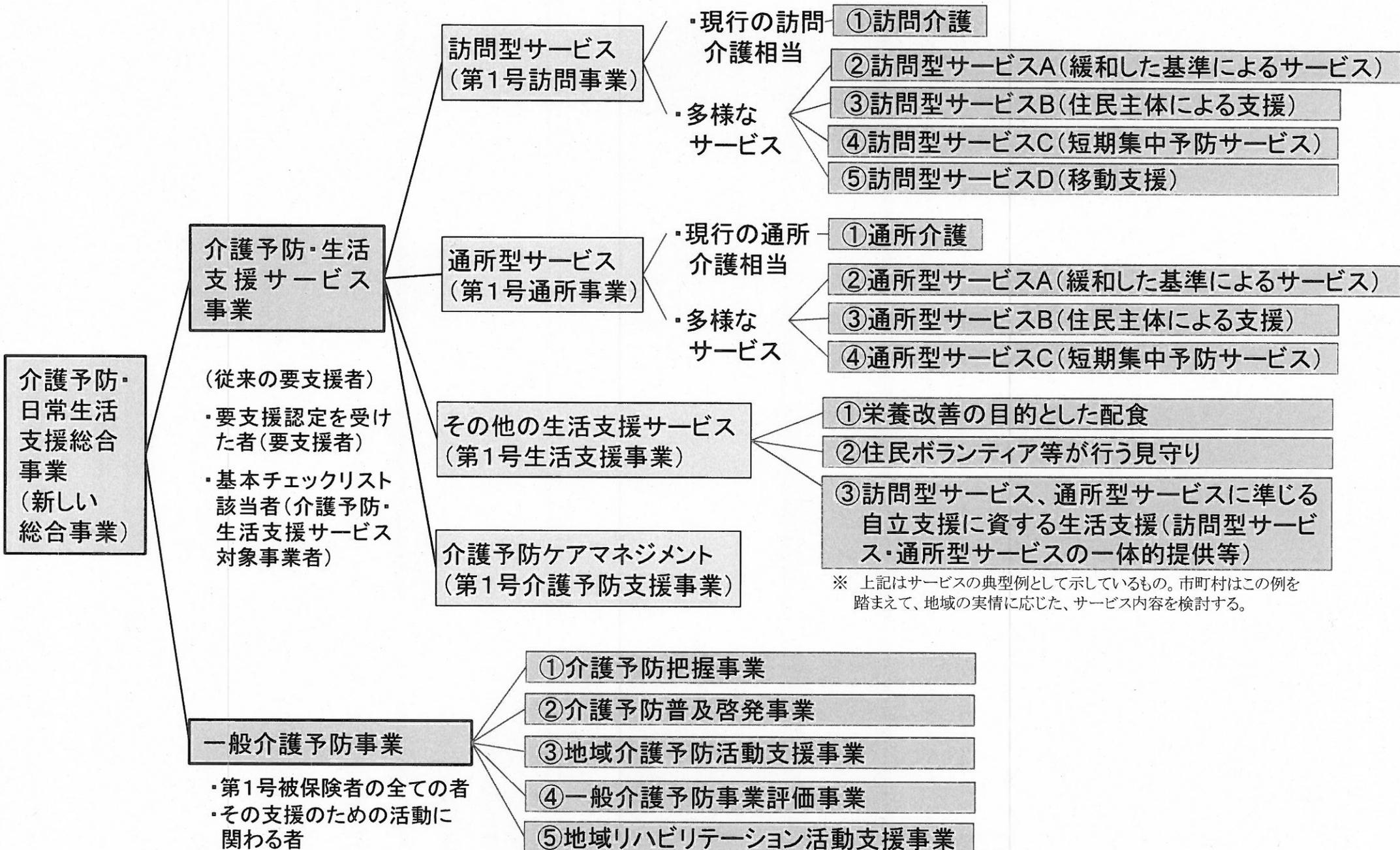
○低廉なサービス・支援の充実・利用普及、高齢者の社会参加の促進、介護予防・重度化予防の推進等により、結果として費用の効率化を図られることを目指す。

○介護事業所の専門職による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるように支援。高齢者は支え手側に回ることも想定。



※「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」（H27.6.5 厚労省）をもとに作成

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



5. 鹿児島市における介護予防・生活支援サービス事業

(1) 本市の基本的な考え方

- ① 現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護相当サービスの継続
 - ・移行前の要支援認定者のうち、介護職による専門的なサービスを必要とする人には、現行相当サービスを継続して提供する。
- ② 多様なニーズに対応した多様なサービスを創設
 - ・身体介護を含まない生活支援サービス、時間を短縮したミニデイサービス等を設けるとともに、多様な提供主体の参入を促進し、高齢者の自立を支援する。
- ③ 住民主体の自主的な活動を推進
 - ・高齢者をはじめ、地域住民等によるサービスの提供を推進する。

(2) 実施時期と対象者

実施時期

平成29年4月1日

対象者

①要支援認定者

②事業対象者（基本チェックリストに該当し、介護予防ケアマネジメントの依頼を行った人）

※平成29年4月時点で、既に要支援認定を受けている方は、認定更新まで現行の予防給付の訪問介護・通所介護を利用できる。

利用できるサービス及び支給限度額

対象者	予防給付	介護予防・生活支援サービス事業	
	訪問看護、福祉用具貸与、住宅改修 等	訪問型サービス 通所型サービス	支給限度額（月額）
①要支援認定者	○	○	要支援1 50,030円
			要支援2 104,730円
②事業対象者	×	○	50,030円 (要支援1と同額)

6. 総合事業の移行時期

		平成29年				平成30年	
		3月	4月 総合事業開始	5月	6月	2月	3月 完全移行
新規要支援認定者							
更新者	H29.4.1 更新	- - - - ->	更新				
	H29.5.1 更新	- - - - ->		更新			
	H29.6.1 更新	- - - - ->				更新	
	H30.3.1 更新	- - - - ->					更新

予防給付 - - - - -> 総合事業 - - - - ->

総合事業移行時期

○新規要支援認定者

→ 平成29年4月1日以降の申請時から総合事業利用開始。

○更新時期に要支援認定更新をした方

→ 平成29年4月1日以降の要支援認定更新時から総合事業利用開始。

○更新時期に要支援認定更新をせずに、「基本チェックリスト」結果により事業対象者となった方

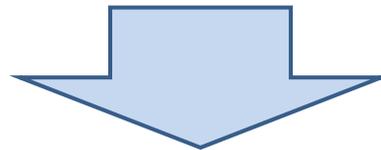
→ 平成29年4月1日以降の要支援認定更新時に「基本チェックリスト」結果により「事業対象者」となった時から総合事業利用開始。

7. 鹿児島市における介護予防・生活支援サービス事業の流れ

(1) サービス利用手続きについて

<国の考え方>

- 基本チェックリストによる対象者の判定
 - ・総合事業の利用手続きとして、従来の要介護・要支援認定に加え、基本チェックリストを用いた簡易な判定方法を示している。
- 基本チェックリストの特徴
 - ・迅速なサービス利用が可能

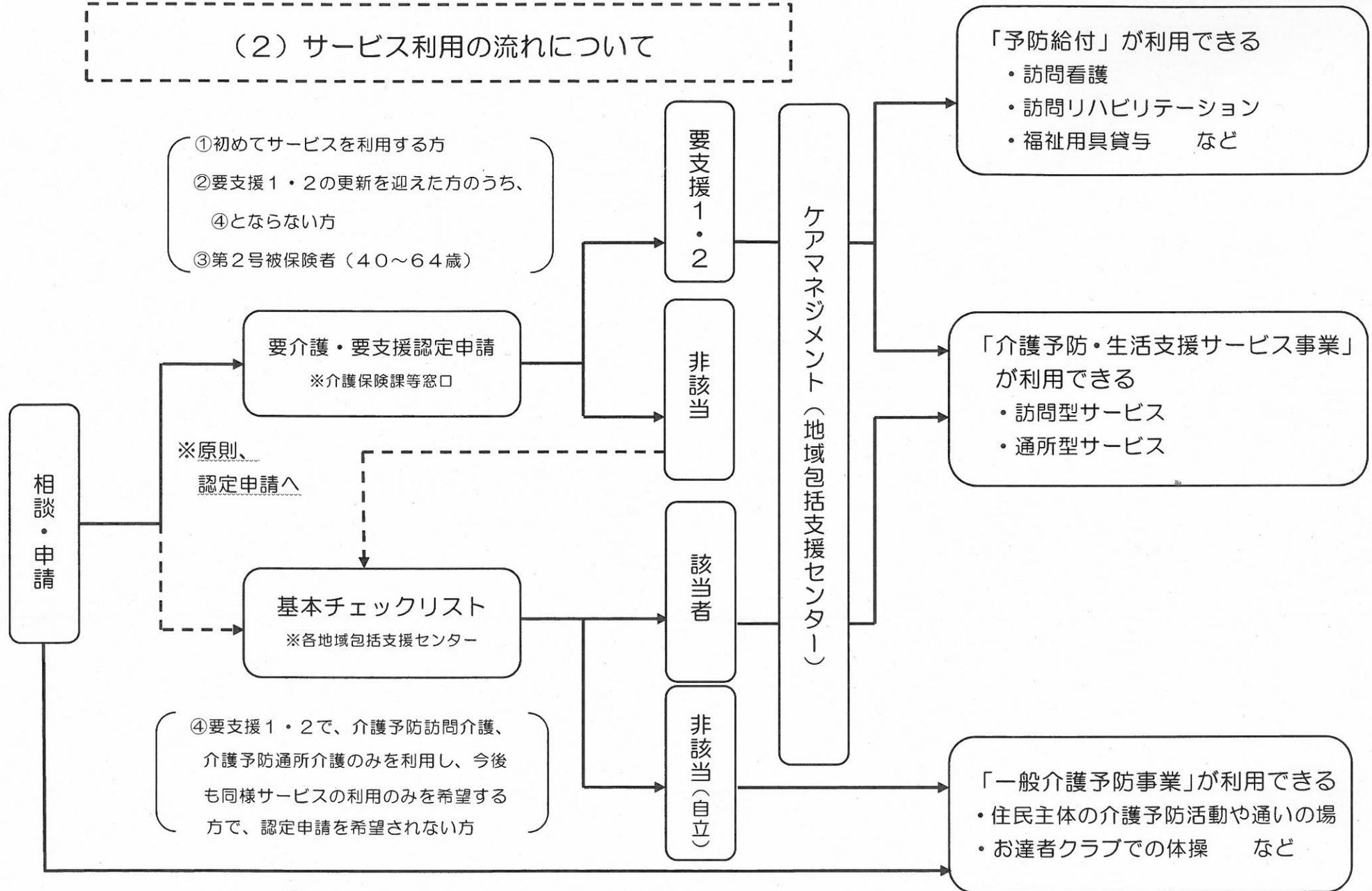


<本市における考え方>

- 新たにサービスを利用する場合は、原則、「要介護・要支援認定申請」手続きを行う。
 - ・利用者の状況に応じた適切なサービスを提供するため、要介護・要支援認定申請により、複数の専門職（主治医・認定調査員・認定審査会委員）による多角的な視点からの正確な状態把握を行う。
- 引き続きサービスを利用する場合^{※1}は、基本チェックリストによる簡易な判定方法も選択可能とする。
 - ・更新認定の際に、引き続きサービスを利用する場合は、これまでのサービスの利用を通じて、サービス提供者等の多角的な視点による状態把握が既に行われていることから、基本チェックリストによる判定を実施することで利用者の負担軽減を図る。

※1 介護予防訪問介護・介護予防通所介護の利用者が、引き続き介護予防・生活支援サービス事業のサービスを利用する場合

(2) サービス利用の流れについて



※「一般介護予防事業」は全ての第1号被保険者が利用できる。

(参考) 基本チェックリスト ※「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」(H27.6.5 厚労省) より

基本チェックリスト様式

記入日：平成 年 月 日 ()

氏名		住所		生年月日	
希望するサービス内容					
No.	質問項目			回答：いずれかに○をお付けください	
1	バスや電車で1人で外出していませんか			0. はい	1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか			0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか			0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか			0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか			0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか			0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか			0. はい	1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか			0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか			1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか			1. はい	0. いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか			1. はい	0. いいえ
12	身長	cm	体重	kg	(BMI =) (注)
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか			1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか			1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか			1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか			0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか			1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか			1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか			0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか			1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない			1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった			1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる			1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない			1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする			1. はい	0. いいえ

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合に該当とする

事業対象者に該当する基準

①	様式第一の質問項目No.1～20までの20項目のうち10項目以上に該当
②	様式第一の質問項目No.6～10までの5項目のうち3項目以上に該当
③	様式第一の質問項目No.11～12の2項目のすべてに該当
④	様式第一の質問項目No.13～15までの3項目のうち2項目以上に該当
⑤	様式第一の質問項目No.16に該当
⑥	様式第一の質問項目No.18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
⑦	様式第一の質問項目No.21～25までの5項目のうち2項目以上に該当

(注) この表における該当 (No. 12 を除く。) とは、様式第一の回答部分に「1. はい」又は「1. いいえ」に該当することをいう。

この表における該当 (No. 12 に限る。) とは、BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5 未満の場合をいう。

事業対象者の被保険者証（例）

『事業対象者』と表示

(一)

介護保険被保険者証								
被 保 者	番号							
	住所							
	フリガナ							
	氏名							
	生年月日	性別						
交付年月日	平成 29 年 4 月 1 日							
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	<table border="1"> <tr> <td>4</td><td>6</td><td>2</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td> </tr> </table> 鹿児島県鹿児島市山下町11-1 (電話)099-216-1277~1280 鹿児島市		4	6	2	0	1	0
4	6	2	0	1	0			

(二)

要介護状態区分等	事業対象者
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成 29 年 4 月 1 日
認定の有効期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
区分	限度基準額
居宅サービス等	平成 年 月 日
(うち種類支給限度基準額)	種類支給限度基準額
認定審査会 の意見及び サービスの 種類の指定	

基本チェックリスト
実施日

(三)

	内 容	期 間
給付制限		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
		開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
居宅介護支援事業者 若しくは介護予防支援 事業者及びその事業所 の名称又は地域包括 支援センターの名称	鹿児島市地域包括支援センター(地区)	届出年月日 平成 29 年 4 月 1 日
		平成 年 月 日
種類		平成 年 月 日
介護保険 名称		退所等年月日 平成 年 月 日
施設等 種類		入所等年月日 平成 年 月 日
名称		退所等年月日 平成 年 月 日

ここに記載している
日からサービス利用
ができる。

8. 鹿児島市における介護予防・生活支援サービス事業一覧

(1) 訪問型サービス

■メニュー

類 型	現行相当サービス 【現行の内容等と同様】	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス名	予防型訪問介護サービス	生活支援型訪問介護サービス	訪問型個別支援サービス
サービス内容	専門職による ■生活援助 ・調理 ・洗濯 ・掃除 など ■身体介護 ・入浴 ・排せつ ・食事 など	従業員による (専門職以外も従事可) ■生活援助 ・調理 ・洗濯 ・掃除 など	専門職による ■通所型サービスの利用が困難な認知症、うつ、閉じこもり支援の必要な方に対する、訪問による個別支援 ※現行の訪問型個別支援事業から移行(予定)
想定される実施主体	指定事業者 (みなし指定事業所含む)	指定事業者 (指定事業所、民間企業 〔シルバー人材センター等〕)	地域包括支援センター 〔委託〕
サービス対象者	・要支援1・2 ・事業対象者(状態像による)	・要支援1・2 ・事業対象者	・要支援1・2 ・事業対象者

<訪問型サービスB(住民主体による支援)については、平成28年度の生活支援支え手育成モデル事業の実施状況を踏まえて検討中>

■ 基準

類 型		現行相当サービス 【 <u>現行の基準と同様</u> 】	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス名		予防型訪問介護サービス	生活支援型訪問介護サービス	訪問型個別支援サービス
人 員	管理者	常勤・専従 1 人以上 (※1)	専従 1 人以上 (※1)	不要
	サービス提供責任者	利用者 40 人ごとに 常勤・専従 1 人以上	<u>訪問事業責任者 必要数</u> 介護福祉士、介護職員初任者研修 または市が指定する研修修了者	不要
	訪問介護員等	常勤換算方法で 2.5 以上	<u>必要数</u> 介護福祉士、介護職員初任者研修 または市が指定する研修修了者	<u>必要数</u> 保健師
設備		①事業の運営に必要な広さを有する 専用の区画 ②必要な設備・備品	①同左 ②同左	①事業の運営に必要な広さを有する 区画 ②同左
運営		①清潔の保持・健康状態管理 ②秘密保持 ③事故発生時の対応 ④休廃止の届出・便宜提供等 ⑤個別サービス計画作成 ⑥運営規程の説明・同意 ⑦提供拒否の禁止	①同左 ②同左 ③同左 ④同左 ⑤同左 ⑥同左 ⑦同左	※必要な項目については、委託契約 の中で規定

※1 支障がない場合、当該事業所の他の職務または同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。

■単価

類 型	現行相当サービス 【現行の単価と同様】	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス名	予防型訪問介護サービス	生活支援型訪問介護サービス	訪問型個別支援サービス
単価設定の単位	1月あたり	1月あたり	1回あたり
単価	①要支援1・2、事業対象者 (週1回程度) 1,168単位(11,680円) ②要支援1・2、事業対象者 (週2回程度) 2,335単位(23,350円) ③要支援2、事業対象者 (週2回を超える程度) 3,704単位(37,040円)	①要支援1・2、事業対象者 (週1回程度) 923単位(9,230円) ②要支援1・2、事業対象者 (週2回程度) 1,846単位(18,460円) ③要支援2、事業対象者 (週2回を超える程度) 2,769単位(27,690円)	3,600円/回 ※現行の訪問型個別支援事業と同額 (予定)
加算・減算	<ul style="list-style-type: none"> ・初回加算 ・介護職員処遇改善加算 ・中山間地域加算 ・同一建物減算 等 	無し	無し
自己負担	1割または2割	1割または2割	無し
支給限度額管理	有り	有り	無し

(2) 通所型サービス

■メニュー

類 型	現行相当サービス 【現行の内容等と同様】	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)		通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス名	予防型通所介護サービス	ミニデイ型通所介護サービス	運動型通所介護サービス	口腔機能向上・栄養改善サービス
サービス内容	専門職による ■食事などの基本的サービス ■生活機能向上のための支援	従業員による (専門職以外も従事可) ■短時間の日常生活上の支援や運動 ■レクリエーション	専門職による ■短時間の機能訓練サービス ※現行のはつらつ元気づくり教室事業から移行	専門職による ■口腔機能向上・栄養改善サービス(個別支援) ※現行の口腔機能向上事業・高齢者栄養改善事業から移行(予定)
想定される実施主体	指定事業者 (みなし指定事業所含む)	指定事業者 (指定事業所、NPO) 民間企業等	指定事業者 (はつらつ元気づくり) 教室事業所等	口腔：市歯科医師会 栄養：介護老人保健施設等〔委託〕
サービス対象者	・要支援1・2 ・事業対象者(状態像による)	・要支援1・2 ・事業対象者	・要支援1・2 ・事業対象者	・要支援1・2 ・事業対象者

<通所型サービスB(住民主体による支援)については、平成28年度の生活支援支え手育成モデル事業の実施状況を踏まえて検討中>

■基準（人員）

類 型		現行相当サービス 【現行の基準と同様】	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)		通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス名		予防型通所介護サービス	ミニデイ型通所介護サービス	運動型通所介護サービス	口腔機能向上・栄養改善 サービス
人 員	管理者	常勤・専従 1人以上(※1)	専従1人以上(※1)	専従1人以上(※1)	不要
	生活相談員	専従1人以上	不要	不要	不要
	看護職員	1人以上(※2)	不要	1人以上(※3)	不要
	介護職員	[利用者15人以下] 専従1人以上 [利用者16人以上] 利用者5人増す毎に 専従1人以上	[利用者15人以下] 専従1人以上 [利用者16人以上] 利用者10人増す毎に専従 1人以上 介護福祉士、介護職員初任 者研修または市が指定する 研修修了者	[利用者5人以下] 専従1人以上 [利用者6人以上15人以下] 専従2人以上 [利用者16人以上 25人以下] 専従3人以上	<u>必要数</u> 【口腔機能向上】 歯科衛生士・歯科医師 【栄養改善】 管理栄養士
	機能訓練 指導員	1人以上	不要	専従1人以上(※4)	不要

※1 支障がない場合、当該事業所の他の職務または同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。

※2 10人以下の場合、不要とすることができる。

※3 専従の必要はないが、提供時間帯を通じて当該事業所と密接かつ適切な連携を図ること。

※4 従事者の員数に含むことができる。また、機能訓練指導員又は健康運動指導士1人以上とする。

■基準（設備・運営）

類 型	現行相当サービス 【現行の基準と同様】	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)		通所型サービスC (短期集中予防サービス)
		ミニデイ型通所介護サービス	運動型通所介護サービス	
サービス名	予防型通所介護サービス	ミニデイ型通所介護サービス	運動型通所介護サービス	口腔機能向上・栄養改善サービス
設備	<ul style="list-style-type: none"> ①食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ②静養室・相談室・事務室 ③消火設備その他の非常災害に必要な設備 ④必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ①サービス提供に必要な場所（3㎡×利用定員以上） ②静養・事務に必要な場所 ③同左 ④同左 	<ul style="list-style-type: none"> ①同左 ②同左 ③同左 ④同左 	<ul style="list-style-type: none"> ①サービス提供に必要な場所 ②不要 ③不要 ④口腔：水道設備 栄養：調理設備
運営	<ul style="list-style-type: none"> ①清潔の保持・健康状態管理 ②秘密保持 ③事故発生時の対応 ④休廃止の届出・便宜提供等 ⑤個別サービス計画作成 ⑥運営規程の説明・同意 ⑦提供拒否の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ①同左 ②同左 ③同左 ④同左 ⑤同左 ⑥同左 ⑦同左 	<ul style="list-style-type: none"> ①同左 ②同左 ③同左 ④同左 ⑤同左 ⑥同左 ⑦同左 	<ul style="list-style-type: none"> ※必要な項目については、委託契約の中で規定

■単価

類 型	現行相当サービス 【現行の単価と同様】	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)		通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス名	予防型通所介護サービス	ミニデイ型通所介護サービス	運動型通所介護サービス	口腔機能向上・栄養改善サービス
単価設定の単位	1月あたり	1月あたり	1回あたり	1回あたり
単価	①要支援1、事業対象者 (週1回程度) 1,647単位(16,470円) ②要支援2、事業対象者 (週2回程度) 3,377単位(33,770円)	①要支援1、事業対象者 (週1回程度) 1,296単位(12,960円) ②要支援2、事業対象者 (週2回程度) 2,592単位(25,920円)	337単位(3,370円) ※現行のはつつ元気づくり 教室事業と同額	【口腔】4,500円 【栄養】 調理実習なし3,300円 (送迎なし2,600円) 調理実習あり3,700円 (送迎なし3,000円) (予定)
加算・減算	<ul style="list-style-type: none"> 運動器機能向上加算 栄養改善加算 口腔機能向上加算 事業所評価加算 介護職員処遇改善加算 中山間地域加算 同一建物減算 等 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数が利用定員を超える場合 ×70/100 介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70/100 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者数が利用定員を超える場合 ×70/100 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70/100 	無し
自己負担	1割または2割	1割または2割	1割または2割	1割または2割
支給限度額管理	有り	有り	有り	無し

《参考》

「はつらつ元気づくり教室事業」について

①事業目的

- 元気づくり高齢者を対象に、理学療法士等の管理のもと、筋力トレーニング等の運動を1回2時間程度、週1～2回、原則3か月間実施し、運動器の機能向上を図る。

※元気づくり高齢者とは？

- 要支援・要介護者を除く65歳以上の高齢者へ配布する「元気づくり高齢者調査票」（基本チェックリスト等）の結果等を踏まえて、生活機能の低下が認められた65歳以上の高齢者のこと。
- 元気づくり高齢者は、地域包括支援センターが本人・家族と一緒に、その人にあった介護予防ケアプランを作成し、介護予防事業に参加する。

②事業利用者

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
高齢者人口	139,994 人	144,961 人	149,058 人
元気づくり高齢者数	14,787 人	13,735 人	15,733 人
はつらつ元気づくり教室参加者数	1,211 人	1,220 人	1,376 人

◆高齢者人口の増加に伴い、はつらつ元気づくり教室参加者数も増加してきている。



9. 介護予防・生活支援サービス従事者研修会

(1) 目的

本市の介護予防・生活支援サービス事業における訪問型サービスA及び通所型サービスA（ミニデイ型通所介護サービス）の従事者の養成等を行うもの。 ※高齢者を支援するボランティア等も受講可。

(2) 開催期日

- ① 第1回 平成28年12月13日（火）・14日（水）
- ② 第2回 平成29年 1月16日（月）・17日（火）
- ③ 第3回 平成29年 2月14日（火）・15日（水）
- ④ 第4回 平成29年 3月16日（木）・17日（金）

※研修は2日間、計10時間

(3) 受講料

無料

(4) 定員

各回50人程度

(5) 事業所と修了者のマッチング

- ① 実地見学（希望者のみ）
 - ・実地見学受入協力事業所を募集（今回の説明会でアンケート調査）
 - ・実地見学を希望する修了者に対して協力事業所の一覧を提供

<実地見学について>

内容：要支援者を対象とするホームヘルプまたはデイサービスの実地見学（時間は任意）

- ② 修了者への事業所一覧の提供（希望者のみ）
 - ・サービスAへの参入意向を調査（今回の説明会でアンケート調査）
 - ・修了者に対しサービスAへの参入意向がある事業所の一覧を提供

(6) 広報・受講申込

①市民のひろば掲載

平成28年11月号：第1回・第2回

平成29年 1月号：第3回・第4回

※市HPにも掲載

②受講申込受付期間

第1回：平成28年11月1日（火）～11月25日（金）

第2回：同上

第3回：平成29年 1月4日（水）～ 1月27日（金）

第4回：平成29年 1月4日（水）～ 2月24日（金）

(7) その他

修了者には修了証書を交付

(8) 研修カリキュラム

<1日目> 9時30分～16時00分 (合計5時間10分)

	時間	講座名	内 容
1	20分	オリエンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・開会、あいさつ ・研修目的、カリキュラムの説明 ・受講に際しての注意点や会場の説明 など
2	60分	介護保険、介護予防・日常生活支援総合事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市の介護保険制度の状況 ・高齢者、要支援認定者の状況 ・介護予防・日常生活支援総合事業の概要 ・介護保険以外の事業 など
3	80分	生活支援サービスについて ①	<ul style="list-style-type: none"> ・人権と尊厳の保持 ・人権尊重に関する取り組み ・基本的人権の保障 ・医療福祉分野での人権 ・QOL の考え方 ・職業倫理 など
4	60分	リスクマネジメント (緊急時の対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリ・ハット、事故防止のための基礎知識 ・介護事故が起こってしまったときの対応 ・記録を書く意義と留意点 ・感染対策 など
5	90分	認知症の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症とは ・認知症の症状 (中核症状、行動・心理症状) ・認知症の診断・治療 ・認知症の予防 ・認知症の方との接し方 など

<2日目> 9時30分～15時40分 (合計4時間50分)

	時間	講座名	内 容
6	60分	生活支援サービスについて ②	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援 ・生活援助と家事支援の理解 ・家事援助の方法 ・実活動中にあったトラブルとその対処法 ・支援困難時の代替サービス、つなぎ先 など
7	90分	コミュニケーション・マナー	<ul style="list-style-type: none"> ・介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 ・利用者・家族とのコミュニケーションの実際 ・記録による情報の共有化 ・介護サービスにおける報告、連絡、相談 など
8	60分	高齢者に多い病気と対処方法	<ul style="list-style-type: none"> ・老化に伴うところとからだの変化 ・老化に伴うところとからだの変化と日常生活 ・高齢者に多い病気と日常生活上の留意点 など
9	60分	権利擁護について	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者保護対策 ・成年後見制度 ・日常生活自立支援事業 ・高齢者虐待防止法 など
10	20分	活動の心得 (事務連絡)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡等

※1日目を受講し、やむを得ず2日目を受講できなかった方は、同一年度内であれば、次回以降の研修会で2日目を受講することも可能。
(ただし、2日目を先に受講することはできない。)

10. サービスの併用・住所地特例・利用者負担に関する制度

(1) サービスの併用

本市では、現行相当サービス及びサービスAにおいて包括報酬が含まれていることから、訪問型サービス内、通所型サービス内でこれらのサービスの併用はできません。しかし、訪問型サービスのいずれかと通所型サービスのいずれかを併用することは可能です。

【訪問型サービス】

	予防型訪問介護サービス	生活支援型訪問介護サービス	訪問型個別支援サービス
予防型訪問介護サービス		×	○※1
生活支援型訪問介護サービス	×		○※1
訪問型個別支援サービス	○※1	○※1	

※1 訪問型個別支援サービスは、予防型訪問介護サービス、生活支援型訪問介護サービスのいずれか1つと併用可能。

【通所型サービス】

	予防型通所介護サービス	ミニデイ型通所介護サービス	運動型通所介護サービス	口腔機能向上・栄養改善サービス
予防型通所介護サービス		×	×	△※3
ミニデイ型通所介護サービス	×		×	○※2
運動型通所介護サービス	×	×		○※2
口腔機能向上・栄養改善サービス	△※3	○※2	○※2	

※2 口腔機能向上・栄養改善サービスは、予防型通所介護サービス、ミニデイ型通所介護サービス、運動型通所介護サービスのいずれか1つと併用可能。

※3 口腔・栄養加算を設定している事業所の予防型通所介護サービスと口腔機能向上・栄養改善サービスを併用することはできない。

(2) 住所地特例対象者の総合事業利用について

① 住所地特例とは

介護保険の被保険者は、住所地の市町村が保険者となることが原則だが、「住所地特例対象施設」に入所等し、その施設の所在地に住所を移した場合、例外として施設入所等前の住所地の市町村が引き続き保険者となる制度のこと。(介護保険法第13条参照)

(住所地特例対象施設)

- ・介護保険施設 …… 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
- ・特定施設 …… 有料老人ホーム、軽費老人ホーム
- ・養護老人ホーム

② サービス等の利用について

《参考》遠隔地居住者の場合

	鹿児島市に居住する住所地特例対象者
事例	A市から鹿児島市内の住所地特例対象施設へ入所等し、介護予防・生活支援サービス事業を受ける場合
認定申請等	認定申請の場合 (A市) 基本チェックリストの場合 (鹿児島市地域包括支援センター)
被保険者証発行	A市
ケアマネジメント	鹿児島市地域包括支援センター
利用できるサービス	鹿児島市のサービス
事業者指定	鹿児島市
費用負担	A市

	A市に住所を有し、鹿児島市に居住する者
事例	A市に住所を有する者が、鹿児島市で介護予防・生活支援サービス事業を受ける場合
認定申請等	認定申請の場合 (A市) 基本チェックリストの場合 (A市の地域包括支援センター等)
被保険者証発行	A市
ケアマネジメント	A市の地域包括支援センター等
利用できるサービス	A市のサービス
事業者指定	A市(鹿児島市の事業者は、A市の指定が必要)
費用負担	A市

(3) 利用者負担に関する制度

① 高額介護予防サービス費等相当事業

指定事業者による総合事業サービスの利用者負担に対して、介護給付・予防給付における利用者負担額の軽減制度に相当する高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（「高額介護予防サービス費等相当事業」）を実施します。

② 給付制限と同様の措置

保険料を滞納している方が介護保険サービスを受けた時に行われる給付制限と同様の措置については、当分の間、適用しません。

なお、要支援認定者が予防給付のサービスを受けた時に行われる給付制限については、従来どおり適用されます。

	予防給付	介護予防・生活支援サービス事業
要支援認定者	給付制限あり	給付制限なし
事業対象者		給付制限なし

11. 介護予防・生活支援サービス事業開始後の主な変更点

<開始前>

	対象者	ケアマネジメント	利用できるサービス	利用者の負担
予防給付	<ul style="list-style-type: none"> 要支援認定者 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> 介護報酬単価の1割または2割



<開始後>

	対象者	ケアマネジメント	利用できるサービス	利用者の負担
介護予防・生活支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> 要支援認定者 事業対象者 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問型、通所型それぞれ3類型 ①現行相当サービス ②サービスA（基準緩和型） ③サービスC（短期集中予防型） 	<ul style="list-style-type: none"> サービス別に市が定める単価（介護報酬単価以下）の1割または2割
変更点	<ul style="list-style-type: none"> <u>事業対象者が加わる。</u> 認定更新時等は基本チェックリストによる<u>簡易な判定方法の選択が可能。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし 	<ul style="list-style-type: none"> <u>多様なサービスの提供により、利用者の選択肢が増える。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 従来より<u>低廉なサービスの利用も可能。</u>

※訪問型・通所型サービスB（住民主体による支援）については、平成28年度の生活支援支え手育成モデル事業の実施状況を踏まえて検討中。

12. 今後のスケジュール

平成28年10月	○事業者への説明会の開催
平成28年12月	○介護予防・生活支援サービス従事者研修会の開催（1回目）
平成29年1月	○事業者の新規指定申請（受付・審査）の開始 ○介護予防・生活支援サービス従事者研修会の開催（2回目）
平成29年2月	○市民への周知・広報の開始 ○介護予防・生活支援サービス従事者研修会の開催（3回目）
平成29年3月	○介護予防・生活支援サービス従事者研修会の開催（4回目）
平成29年4月	○事業開始

～お知らせ～

- ・総合事業に係る「サービスコード」については、後日ホームページでお知らせいたします。
- ・本日の説明会及び総合事業に関する質問については、ホームページに掲載している「質問票」に記載し、Eメール（chouju-chi@city.kagoshima.lg.jp）もしくはFAX（099-224-1539）で送付してください。
（※他事業所との情報共有のため、原則、電話による質問はお受けいたしませんのでご了承ください。）
- ・10月28日（金）までにご質問いただいたもので、他事業所と共通する質問の回答については、11月上旬頃ホームページで「総合事業Q&A」として掲載いたします。
なお、その後は、随時「Q&A」を更新していきます。

[ホーム](#)>[健康・福祉](#)>[長寿支援](#)>[介護予防](#)>[総合事業](#)

13. 総合事業に関するお問い合わせ

所管	担当課	担当係	主な項目	電話番号
鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部	長寿支援課	地域包括支援係	<ul style="list-style-type: none"> ・制度全般に関すること 	電話 099-216-1186
		長寿施設係	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者指定申請に関すること ・指定基準に関すること 	電話 099-216-1147
	介護保険課	給付係	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の請求方法に関すること ・給付、過誤に関すること 	電話 099-216-1280
	指導監査課	—	<ul style="list-style-type: none"> ・実地指導に関すること 	電話 099-216-1240
鹿児島市保健所	保健予防課	保健予防係	<ul style="list-style-type: none"> ・一般介護予防事業に関すること ・短期集中予防サービスに関すること (口腔機能向上・栄養改善サービス) 	電話 099-803-6927